EU の対アフリカ戦略 ~FTA 交渉を中心に~

2013 年 4 月 日本貿易振興機構(ジェトロ) ブリュッセル事務所 海外調査部 欧州ロシア CIS 課

EU の対アフリカ戦略は、かつての片務的な援助政策から、対等なパートナーとして経済的な自立を促す政策に徐々に変貌しつつある。その中で、重要なツールとなるのが一般特恵関税制度(GSP)の見直しと、経済パートナーシップ協定(EPA)の交渉だ。さらに、従来は北アフリカ諸国とサブサハラ諸国とを分けて別々に行っていた対話スキームを、アフリカ大陸全体に一本化する新たな戦略的パートナーシップの構築に 2000 年から 着手している。EU の対アフリカ戦略について、FTA 交渉動向を中心に報告する。

目 次

1.	片務的な援助関係から対等なパートナーへ	2
2.	特恵関税の見直しをてこに EPA 交渉を推進	6
3.	EU・アフリカ EPA 交渉、地域間で進捗に差異	9
4.	北アフリカ諸国では EU 化政策を推進	. 15

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。 ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した 内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執 筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。



1. 片務的な援助関係から対等なパートナーへ

(1) 輸出市場や資源調達先として注目

EU とアフリカ間の貿易額は、リーマン・ショック翌年の 2009 年を除き拡大基調にある (表 1 参照)。EU の対アフリカ輸出額も、2009 年を除き拡大基調となっている。しかし、輸出額全体に占めるアフリカ向け輸出のシェアは2010~2011年の2年間、低下傾向をみせ、輸出の伸び率のペースは対世界全体平均を下回る結果となっている。裏を返せば、今後一層の市場拡大が期待できる残された新興市場とみることもできる。

表1 EUの対アフリカ貿易の推移 (単位:100万ユーロ、%)

201 200 17 2 274 M 00 0 12 12 1 12 200 24 12 14 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					
i d	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
輸出	103,737	119,949	108,537	125,609	135,045
シェア	8.4	9.2	9.9	9.3	8.8
輸入	129,681	158,444	107,524	134,311	146,503
シェア	9.0	10.1	8.9	8.9	8.7

(出所)EU統計局(ユーロスタット)

EU からアフリカへの最大の輸出品は機械・輸送機器といった工業製品で、これが全体の4割近くを占める。これに続くのが、ともに1割強を占める鉱物性燃料と化学品。2011年のEU の輸出相手上位50ヵ国にランキングされているアフリカ諸国をみると、南アフリカ共和国を筆頭に、アルジェリア、モロッコ、エジプト、チュニジアなどの北アフリカ諸国が続き、ナイジェリア、アンゴラなどの資源国も入っている(表2参照)。

他方、EUのアフリカからの輸入額についても、2009~2011年の3年間は増加傾向にあるが、欧州債務危機による需要後退もあってか、リーマン・ショック前のレベルにはまだ戻っていない(表1参照)。アフリカからの輸入のうち、鉱物性燃料が全体の6割近くを占めている。2008年の原油価格高騰による燃料価格の上昇も影響しているとみられる。燃料に続く主な輸入産品は1割強を占める農産品。2011年のEUの輸入相手上位50ヵ国にランキングされているアフリカ諸国をみると、アルジェリア、ナイジェリア、リビアなどの資源国や南アが上位を占め、北アフリカ諸国が続いている(表2参照)。

表2 EUの対アフリカ主要輸出入相手国(2011年)

(単位:100万ユーロ、%)

	順位	国名	金額	シェア
0	17	南アフリカ共和国	25,639.0	1.7
- 22	20	アルジェリア	17,204.7	1.1
輸	23	モロッコ	15,168.0	1.0
出出	24	エジプト	13,904.4	0.9
щ	25	ナイジェリア	12,501.0	0.8
- 55	29	チュニジア	10,928.9	0.7
	43	アンゴラ	4,853.5	0.3
9	12	アルジェリア	27,534.4	1.6
	13	ナイジェリア	24,190.0	1.4
- 55	19	南アフリカ共和国	17,774.0	1.1
輸	32	リビア	10,406.0	0.6
井削	34	チュニジア	9,869.2	0.6
^	36	エジプト	9,422.3	0.6
33	38	モロッコ	8,685.3	0.5
	41	アンゴラ	6,651.3	0.4
3	50	赤道ギニア	4,116.3	0.2

(注)EUの輸出相手国上位50ヵ国から披粋。

(出所)表1に同じ

このように、EUとアフリカの関係は、EUからアフリカへの開発援助という片務的な関係から、アフリカ諸国の貿易や地域統合の進展に伴い、工業製品の輸出市場、かつ鉱物資源の調達先として対等なパートナーシップへと徐々に変わりつつある。

(2) 2000 年代に始まったアフリカとの新対話

一方、EU のアフリカとの関係構築のアプローチにも変化がみられる。EU とアフリカの関係は、伝統的にアフリカ・カリブ海・太平洋 (ACP) 諸国に属する サハラ以南のアフリカ諸国と、地中海周辺の北アフリカ諸国という 2 つの地域グループに分かれて別々に発展してきた。しかし EU は 2000 年代に入り、アフリカ大陸全体との戦略的パートナーシップを構築するため、アフリカとの新たな対話を開始した。

その手始めとして、第1回 EU・アフリカ首脳会議を 2000 年4月にカイロで開催した。 2005 年12月には欧州理事会 (EU 首脳会議、PDF) で、「EU・アフリカ間の戦略的パートナーシップに向けた戦略」(PDF) を採択し、平和と民主主義、将来の繁栄など、EU がアフリカ諸国と共有すべき価値観や、アフリカ諸国の自立支援、持続可能な経済成長と地域統合および貿易の促進、人への投資などの基本原則を定めた。



また、2007 年 12 月にリスボンで開催した第 2 回 EU・アフリカ首脳会議では、2005 年 に策定したアフリカとの戦略的パートナーシップに向けた戦略を基に、「アフリカ・EU 戦略パートナーシップ:アフリカ・EU 共通戦略」(PDF)を採択した。共通戦略は共有すべき価値観と共通原則を基に、EU・アフリカ間の長期的な政策の方向性を定義するもので、双方の関係を定義する政治的枠組みとなっている。

共通戦略の主な目的は次のとおり。

- ① アフリカ・EU 間の政治的パートナーシップの改善
- ② 以下の諸点の促進
- 平和と安全、民主的な統治、人権
- 基本的な自由、男女平等
- 工業化を含む持続可能な経済発展
- 地域および大陸の統合
- 全てのアフリカ諸国におけるミレニアム開発目標の 2015 年までの確実な達成
- ③ 効果的な多国間自由貿易
- ④ 人を中心としたパートナーシップ

EU とアフリカは 2007 年の共通戦略により、これまでの援助提供者とその享受者という関係を廃し、広範かつ深化した政治的対話を基盤とする対等なパート ナーシップの構築に向けて動き出した。また、共通戦略は貿易や地域統合、気候変動、エネルギーなどの共通課題に取り組むことを目標とし、伝統的な開発政策の枠組みを超えようとするものだった。

(3) リーマン・ショック後、投資促進や雇用対策が共通課題に

さらに、2010年11月にトリポリで開催した第3回EU・アフリカ首脳会議では、「投資、 経済成長、雇用創出」を主要なテーマとし、経済成長の促進と雇用機会の創出とともに、 リーマン・ショック以後の経済回復を確固たるものにするための具体策が討議された。加

えて、2007 年以後の成果を基盤とし、トリポリ宣言を具体化する第 2 次(2011~2013 年) 行動計画が採択された。

なお、アフリカ・EU 共通戦略の方向性は、相互対話を強化し、主要な共通関心分野での 具体的な行動をリードする日々の行動計画全体に反映されている。2008~2010年の第1次 行動計画と第2次行動計画は、次の8つのテーマを中心に構成されている。

- ① 平和と安全
- ② 民主的統治と安全
- ③ 地域経済統合、貿易とインフラ
- ④ ミレニアム開発目標
- ⑤ 気候変動
- ⑥ エネルギー
- ⑦ 移動とモビリティー、雇用
- ⑧ 科学と情報社会、宇宙

(2013年1月25日通商弘報掲載 ブリュッセル事務所 田中 晋)



2. 特恵関税の見直しをてこに EPA 交渉を推進

欧州委員会は2012年1月27日に、世界の貧困削減のため、通商手段と開発援助手段の間のシナジーの強化を目的とする提案を行っている。この提案は、開発途上国の経済成長戦略に貿易を統合することで、開発途上国の通商能力の強化を図ろうとするものとなっている。欧州委は開発、成長、貧困削減の主要な手段としての貿易の役割を前面に押し出している。

(1) 経済発展度合いに応じ GSP から FTA に切り替え

欧州委の提案の考え方は既に、EUの一般特恵関税制度(GSP)の見直しにも反映されている。 支援を最も必要とする最貧国にはより多くの特恵を供与するが、一定の発展を遂げ、利益を得ている国・地域には相応の対価を求めるアプローチとなっている。 つまり、経済の発展度合いに応じて、GSP から自由貿易協定(FTA)に切り替えていく戦略だが、アフリカについては FTA を含む連合協定や経済パートナーシップ協定 (EPA)の締結交渉を進めてきた背景がやや異なるため、FTA の締結交渉状況を次に詳説する。

アフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国に属するサブサハラアフリカ諸国と、地中海周辺の北アフリカ諸国とでは、EUの戦略とアプローチがもともと異なっていたが、FTA戦略についても同様に異なる。このため、ここではまずACPに属するサブサハラのアフリカ諸国について取り上げる。

EU (当初は EC) は 1975 年当時の 9 ヵ国だった時代に、ACP46 ヵ国との間でロメ協定と呼ばれる経済協力協定を締結していた。これは、EC が ACP 産の砂糖、茶、落花生などの農産品輸入に対して、特恵措置を与えるという内容だった。その後、約 5 年ごとの見直しを計 4 回行い、対象国や対象分野を広げてきたが、ロメ協定の効果や制度的疲労などが問題視され、新しい関係の構築が必要となり、2000 年 6 月に政治対話、貿易と投資、開発協力の 3 つの柱から成 るコトヌ協定に調印した。

2003 年 4 月に発効したコトヌ協定は、2000 年 2 月末に失効したロメ協定に代わる 2020 年までの包括的なパートナーシップを規定するものであり、旧ロメ協定による特恵措置を移行措置として 2007 年末まで維持する規定も盛り込んだ。特恵措置に関する規定は、EU



が一方的に関税などを削減・撤廃する片務的協定であり、WTO 協定に反する恐れがあるとされていたため、2001年11月のWTO 閣僚理事会の決定で、2007年末を有効期限として、WTO 協定の義務の免除(waiver)を受けた。EU はこのような背景の下、旧ロメ協定に代わる新たな貿易協定として、2007年末までにEPA の締結を交渉することとなった。

(2) LDC 諸国と非 LDC 諸国への対応の違いが地域統合に悪影響も

EU は ACP 諸国を (1) 西部アフリカ、(2) 中部アフリカ、(3) 東南部アフリカ、(4) 南部アフリカ、(5) カリブ海、(6) 太平洋の 6 地域に分けて 交渉を進めてきたが、2007年12月までに合意できたのはカリブ海諸国だけだった(2008年10月に EPA を調印)。

交渉が難航したのは、後発開発途上国(LDC)を除く大半の国が市場開放により、欧州からの安い農業製品の流入などを懸念したためだ。このため EU は 2007 年 10 月に、移行措置の期限切れの影響が大きい非 LDC 諸国のための現実的な取り組み方針を発表。地域共同体と交渉している場合には、国別交渉に切り替えて、各国と 2007 年末までに暫定協定を結び、交渉期間の延長を図った。これが各地域の統合に亀裂を生んだとの見方も出ている。

2007年末の移行措置の期限切れに伴い、EPA もしくは暫定協定を調印していない諸国は、2008年1月からGSP、もしくは同制度の中でLDC向けに適用されるEBA(Everything But Arms:武器以外の全品目)で数量制限なしに無関税輸入を認める制度に基づき、EU向け輸出を行うこととなった。地域ごとのEPA交渉の進捗状況は次項以降で取り上げるが、EBAが適用されない非LDC諸国が特に、2007年末までの暫定協定の締結を急いだ。これはGSPに移行することにより、一部品目の関税率が上昇することを避けるためだった。

また欧州委は 2011 年 9 月、暫定 EPA の批准までの期間のために、暫定措置に関する規則 (市場アクセス規則) として 「EPA あるいは EPA を導く協定を制定する ACP グループ に属する特定国の産品への取り計らいを適用する理事会規則 (EC) No 1528/2007」(PDF) の改正案 (PDF) を提示、EPA の批准に必要な措置を採る国に限り、2014 年以降も特恵制度を維持することを提案した。

現在、欧州議会第2読会での審議待ち状態だ。欧州議会は第1読会で改正案の適用開始を2016年1月からに修正するテキストを採択しており、2014年1月からの適用開始を目指す欧州委や理事会と対立している。特に、欧州委は適用開始が遅れれば遅れるほど、EPA

交渉合意や、さらにはその後の批准手続き開始に向けたモメンタムが低下することを懸念 している。

特恵制度の恩恵を受ける国を列挙する同規則の付属書 I から削除される国は、EPA 批准に必要な措置を取れば、直ちに付属書 I に記載され、特恵制度の恩恵を再び受けられるようになる見込み。2012 年 12 月の理事会での合意時点では、付属書 I に記載される予定のサブサハラ諸国は既に批准に必要な措置を取っているマダガスカル、モーリシャス、セーシェル、ジンバブエの 4 ヵ国にとどまっている。

ブルンジ、コモロ、ガーナ、ケニア、ナミビア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、ザンビアとの交渉は終わったが、これらの国々は協定に署名していない。ボツワナ、カメルーン、コートジボワール、レソト、モザンビーク、スワジランドは協定に署名したが、批准に必要な措置を取っていない。

なお、ACPに属するアフリカ諸国の4地域のうち、東南部アフリカから東アフリカ共同体(EAC)が分離し、EUは現在、サブサハラの5地域とEPA交渉を進めている。各地域の構成国と、それぞれの地域の経済共同体や関税同盟の構成国は、EACを除けば必ずしも一致していない。1つの経済共同体の構成国が別の地域グループに飛び散っていたり、1つの関税同盟にほかの国が加わっていたりする地域グループもあるが、欧州委のEPA交渉担当者によると、EU側が決めたわけではなく、大きく地域分類した後、どのグループに入ってEUとEPA交渉するかは、アフリカ側のそれぞれの国が自身で選択した結果だという。

また、欧州委通商総局で EPA 交渉を担当するベン・ヌプナウ経済・貿易問題マネジャーによると、5 地域のうち中部アフリカと東南部アフリカの 2 地域については交渉があまり進んでおらず、合意にはほど遠い状況にあるという。他方、EAC、南部アフリカ、西部アフリカの 3 地域では比較的交渉が進んでおり、合意に近づいているという。

(2013年1月28日通商弘報掲載 ブリュッセル事務所 田中 晋)



3. EU・アフリカ EPA 交渉、地域間で進捗に差異

EU はアフリカとの経済パートナーシップ協定(EPA)交渉を進めているが、その進展度合いは交渉単位となる地域ごとに異なっている。各地域の交渉の進展度合いについて、欧州委員会通商総局の EPA 交渉担当官へのヒアリング内容を含め、報告する。

(1) 西部アフリカとの交渉は2011年5月から活発化

EUはサブサハラアフリカ諸国を、西部アフリカ、中部アフリカ、東南部アフリカ(ESA)、東アフリカ共同体(EAC)、南部アフリカの5地域に分けてEPA交渉を進めている(表参照)。欧州委員会通商総局でEPA交渉を担当するベン・ヌプナウ経済・貿易問題マネジャーによると、5地域でのEPA交渉状況の進捗は、中部アフリカとESAの2地域については、交渉があまり進んでおらず、合意にはほど遠い状況だという(1月9日ヒアリング)。西部アフリカ、EAC、南部アフリカの3地域では比較的交渉が進んでおり、合意に近づいているという。

サブサハラアフリカ諸国とのEPA交渉および特恵措置の現状

EPA交渉の ための 地域グループ	EPA調印もしくは合 意、もしくは交渉中 (11非LDCs、9LDCs)	GSP (4∌‡LDCs)	EBA (24LDCs)	
西部アフリカ	コートジボワール ガーナ	カボベルデ ナイジェリア	ベナン ブルキナファソ ガンビア ギニア ギニアビサウ リベリア	マリ モーリタニア ニジェール セネガル シエラレオネ トーゴ
中部アフリカ	カメルーン	ガボン コンゴ共和国	中央アフリカ共和国 コンゴ民主共和国 チャド	赤道ギニア サントメプリンシペ
東南部アフリカ (ESA)	コモロ マダガスカル ザンビア モーリシャス セーシェル ジンバブエ		ジブチ エリトリア エチオピア マラウイ ソマリア スーダン	
東アフリカ 共同体 (EAC)	ケニア ブルンジ ルワンダ タンザニア ウガンダ			
南部アフリカ	ボッワナ ナミビア スワジランド レソト モザンビーク 南アフリカ共和国		アンゴラ	

(注)下線は非LDC、それ以外はLDC。

(出所)欧州委員会の各種資料を基に作成



5地域それぞれとの交渉状況は次のとおり。

① <u>西部アフリカ</u>: 西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の加盟 15 ヵ国 (ベナン、ブルキナファソ、カボベルデ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ) とモーリタニアの計 16 ヵ国

同地域は EU にとってアフリカ・カリブ・太平洋諸国 (ACP) の中では最も重要な貿易パートナーで、EU と ACP 全体の貿易の 40%を占めている。また、 コートジボワール、ガーナ、ナイジェリアの 3 ヵ国の EU への輸出は、西部アフリカ地域から EU への輸出の80%を占めている。リベリア以外の国々は WTO に加盟している。リベリアは EU の全面的支援の下、WTO 加盟交渉を行っている。

国別の EPA 交渉の状況は、2008 年 11 月にコートジボワールと<u>暫定 EPA (PDF)</u>に調印。 2009 年 3 月には欧州議会も承認している。ガーナとは 2007 年 12 月に<u>暫定 EPA (PDF)</u> に仮署名したが、まだ調印していない。2 つの EPA はまだ批准されていない。

地域全体との EPA 交渉は、2011 年 5 月から協議が活発化しており、直近では 2012 年 4 月 17~20 日にブリュッセルで、技術的な高官レベルでの交渉 が行われた。特に協定文書に関して進捗があり、西アフリカ地域への市場アクセスや EPA 開発プログラムなどに関する作業が継続中だ。2013 年第 1 四半期 中に予定されている次の交渉は、物品貿易と開発協力に加え、サービス分野と規則のためのランデブー条項(見直し条項)に関するものになるという。

(2) 高中所得国は新 GSP の適用対象外に

② <u>中部アフリカ</u>: 中部アフリカ諸国経済共同体の加盟 10 ヵ国のうち、アンゴラと ブルンジを除く 8 ヵ国

(カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、赤 道ギニア、ガボン、サントメプリンシペ)

これらの国々は全てWTOに加盟している。中部アフリカからEU向けの輸出は、原油が

70%を占めている。中央アフリカ共和国のみが EU に原油を輸出していない。そのほかには、バナナやカカオ、ダイヤモンドなどを輸出している。

国別の EPA 交渉状況をみると、EU は 2009 年 1 月にカメルーンとの間で、中部アフリカ地域全体との暫定 EPA (PDF) に調印している。協定はまだ批准されていない。しかし、貿易自由化プロセスは 2010 年 1 月から既に開始されており、2010 年から 2025 年にかけ、EU からカメルーン向け輸出の 80%について、関税や輸入割当を段階的に引き下げる。

ガボンとコンゴ共和国との間では、まだ EPA に調印しておらず、EU の一般特恵関税制度 (GSP) の下で貿易を行っている。ガボンは高中所得国なので、新 GSP の下では 2014年 1 月から適用対象国ではなくなる。ガボンが特恵措置を維持するためには、中部アフリカ地域全体として EU との包括的な EPA 交渉を加速しなければならない。

なお、西部アフリカ地域の大国ナイジェリアも GSP の下で EU 向けに輸出を行っているが、EU との EPA 交渉を行う意向を示していない。

後発開発途上国(LDC)であるチャド、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、サントメプリンシペ、赤道ギニアは、EUの新GSPの下でも、武器以外は全てEBA(Everything but Arms)制度の適用対象となり、EU市場へのアクセスにおいて、関税や輸入割当なしの恩恵を受け続ける。

地域全体との EPA 交渉は 2007 年から行われているが、2 年間進展がなく、カメルーンが 2009 年 1 月に単独で暫定協定に調印したものの、今のところ合意にはほど遠い状況だ。 2011 年 9 月 26~30 日に中央アフリカ共和国の首都バンギで行われた交渉では、市場アクセス、サービス、文化協力と付随措置について協議し、協定文書に関しては進展があったという。

次回交渉は、市場アクセス、原産地規則、サービスと投資、文化協力、開発協力のような付随措置、財政への影響に焦点が当てられる予定。特に、市場アクセスと開発支援での 進捗が求められているという。



(3) ESA4 ヵ国との暫定 EPA は 2012 年 5 月から暫定適用

③ <u>ESA</u>: コモロ、ジブチ、エリトリア、エチオピア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、セーシェル、ソマリア、スーダン、ザンビア、ジンバブエの 12 ヵ国

EU は 2009 年 8 月に、マダガスカル、モーリシャス、セーシェル、ジンバブエと<u>暫定 EPA (PDF)</u> に調印した。同協定には、これら諸国から EU に輸出する際の関税と割当の撤廃、EU から当該諸国への輸出に関する段階的な自由化のほか、原産地規則、漁業、貿易防衛措置、開発協力条項、紛争解決メカニズムも含まれている。

なお、セーシェルは同協定を既に批准している。マダガスカルとモーリシャスは 2011 年 7月に暫定適用を通知した。ジンバブエは 2012 年 3 月に批准手続きを完了した。その結果、同協定は 12 年 5 月 14 日から暫定適用されている。一方、コモロとザンビアは同協定に調印する意向を示していない。

暫定 EPAの下での最初の EPA 委員会が 2012年10月にブリュッセルで開催されたほか、 関税協力委員会と共同開発委員会も開かれた。次回の EPA 委員会は恐らく、共同開発委員 会と併せて、2013年の早期に開催される予定。

また、既存の暫定 EPA を地域レベルでの包括的 EPA に拡張する交渉が現在進行中で、物品貿易やサービス、貿易関連分野、開発協力条項に焦点が置かれている。特に、輸出税、原産地規則、特別農業セーフガードに関して、議論を重ねる必要があるという。次回は高官レベルでの技術的な交渉が行われる予定だが、日程は未定。中部アフリカ地域と同様に交渉があまり進んでいない。

(4) 合意がみえてきた EAC との EPA

④ EAC::加盟国はケニア、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジの5ヵ国

EAC は 2005 年に関税同盟を結成、2010 年からは共同体域内の関税が撤廃された。EAC 加盟国は全て WTO に加盟しており、EU にコーヒーや切り花、たばこ、魚などを輸出している。



EU は 2007 年 11 月に **EAC5** ヵ国と、主に物品貿易を扱う **EPA** の枠組み協定に仮調印した。枠組み協定はまだ調印も批准もされていない。

EU は、枠組み協定をベースに EAC 全体との包括的 EPA の交渉を続けている。2011年9月以降に8回の交渉が行われ、EAC は最も合意が近い地域グループになっている。直近の交渉は2012年11月6~9日にウガンダの首都カンパラで行われ、原産地規則、紛争解決メカニズム、機構・一般条項が議論され、項目の多くで進捗があったとしている。

貿易の円滑化、動植物検疫問題、貿易の技術障壁などで交渉が既に終了、農業や紛争解 決メカニズムなどに関しても大きな進展があり、交渉は最終段階に入っている。ただし、 11 月の交渉では特に焦点が置かれた原産地規則で、期待されたような十分な結果が得られ なかった。高官レベルでの次回会合では、最恵国待遇 (MFN) や不履行条項、輸出税など の積み残し事項の全てで実質的な進展を目指し、合意に達することが期待されている。次 回交渉日程は未定。

(5) 地域全体の包括協定合意を優先する南部アフリカ

(5) <u>南部アフリカ</u>:南部アフリカ開発共同体(SADC) 加盟 15 ヵ国 (マダガスカルは国内情勢により資格停止中) のうち、アンゴラ、ボツワナ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランドの 7 ヵ国

EU は、SADC・EPA 交渉グループとして、これら 7ヵ国と EPA 交渉を行っている。 それ以外の SADC 加盟国であるコンゴ民主共和国、マダガスカル、 マラウイ、モーリシャス、セーシェル、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ、ザンビアとは、他の地域グループの中で EPA 交渉を行っている。

EU は 2007 年に、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド、モザンビークとの<u>暫定 EPA 交渉 (PDF)</u> に合意した。ボツワナ、レソト、スワジランド、モザンビークの 4 ヵ国 とは 2009 年 6 月に調印したが、ナミビアはまだ準備が整っていないとして、調印できていない。また、暫定 EPA はまだ批准されていない。

ボツワナ、レソト、ナミビア、モザンビーク、スワジランドの5ヵ国は、2007年に合

意した暫定 EPA を暫定適用する意思がないことを 2010 年 2 月に欧州委員会に通知した。5 ヵ国はアンゴラと南アを加えた南部アフリカ地域全体としての包括的な EPA を、2010 年末までに合意することについて集中的に交渉することを提案した。交渉は今なお継続中で、2010 年から 2012 年 11 月にかけ数回の交渉が行われた。

最近の交渉では特に、南アが要求する市場アクセスの改善のほか、原産地規則や累積規則、暫定 EPAの一部の規定(最恵国待遇、輸出税、持続可能な開発など)に関して討議された。直近の 2012 年 12 月の交渉では、農業分野のマーケットアクセスや、地理的表示で進展があった。未解決の課題は、原産地規則、漁業、セーフガード、輸出税、最恵国待遇条項。次回の技術的な高官レベルでの交渉は 2013 年 3 月に予定されている。

なお、アンゴラは LDC として EBA の恩恵を受けている。

また、南アとは 1999 年に自由貿易協定(FTA)を含む通商・開発・協力協定(TDCA)を調印、2000 年 1 月から FTA を含む貿易関連部分を暫定適用させ、2004 年 5 月に TDCA が完全発効している。同 FTA は EU・南ア間の貿易の 90%をカバーし、自由化スケジュールも 2012 年までに完了している。

(2013年2月8日通商弘報掲載 ブリュッセル事務所 田中 晋)

4. 北アフリカ諸国では EU 化政策を推進

EU は北アフリカ諸国のうち、リビアを除くアルジェリア、チュニジア、モロッコ、エジプトの 4 ヵ国とは自由貿易協定 (FTA) を含む連合協定を既に発効させている。さらに、2011年にはエジプト、ヨルダン、モロッコ、チュニジアとの高度かつ包括的な自由貿易地域を締結するための交渉権限(マンデート)が欧州委員会に付与された。加えて、2012年にはモロッコ、チュニジア、ヨルダンとの DCFTA の範囲を協議するスコーピング作業 (予備交渉)に着手するなど進展がみられる。本稿では EU と北アフリカの FTA を取り上げる。

(1) 欧州近隣諸国政策に組み込まれる

EU は地中海諸国周辺の北アフリカ諸国のうち、リビアを除くアルジェリア、チュニジア、モロッコ、エジプトの4ヵ国と、FTA を含む連合協定を1990年代後半から2000年代前半までの間に発効済みだ。これは後述する「バルセロナ・プロセス」の一環であり、成果でもある。

1995年11月にバルセロナで開催したEU・地中海諸国外相会議で、EU加盟15ヵ国(当時)と地中海11ヵ国・1自治政府(アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、パレスチナ自治政府、シリア、チュニジア、トルコ、キプロス、マルタ)が欧州・地中海パートナーシップという新しい関係を構築することで合意、2010年にEU・地中海諸国自由貿易圏を創設することを目標に掲げた。その後のEU・地中海諸国間の対話プロセスは最初の会議開催地名にちなんで「バルセロナ・プロセス」と称されている。

なお現在では、EU が 27 ヵ国に拡大した一方、地中海諸国側は、マルタとキプロスが 2004 年 5 月に EU に加盟し、トルコが 2005 年 10 月に EU 加盟交渉国となったことから、8 ヵ国・1 自治政府となっている。また、リビアは同枠組みには正式に参加せず、オブザーバーの扱いになっている。

さらに、バルセロナ・プロセスはその後、EUの欧州近隣諸国政策(ENP)に組み込まれている。これは地中海諸国のほかに、旧ソ連圏の一部の国々をカバーするもので、将来のEU加盟を前提としない近隣諸国に対し、EUの求心力を維持するための戦略でもあった。

EU は 2005 年 2 月、10 月、11 月に、対象国・地域ごとに国別の ENP 行動計画を策定・ 採択し、対象国・地域側でもこれを承認した。EU は各国の ENP 行動計画を通じて、近隣 諸国が優先的に取り組む改革事業を共通化し、財政支援と引き換えに、EU 化を図っている。

なお、地中海諸国との連合協定はシリアを除いて既に発効している。この連合協定は経済、社会、文化、財政などを含む包括的な内容であり、物品貿易の段階的な自由化の条件も定めている。モロッコ、チュニジアと締結した協定をみると、発効から最長 12 年の移行期間を設け、段階的に自由貿易に移行する。EU 側の工業製品関税は既に撤廃、地中海諸国側は移行期間中に撤廃される。

また、EU・地中海諸国間の連合協定のカバー範囲が基本的に物品貿易に限定されていた ため、サービス貿易や農産品・同加工産品の自由化についても現在交渉を進めている。

(2) エジプト、モロッコ、チュニジアとは FTA の高度化に着手

さらに、従来の FTA をアップグレードするため、2011 年 12 月には、エジプト、ヨルダン、モロッコ、チュニジアとの高度かつ包括的な自由貿易地域 (DCFTA: Deep and Comprehensive Free Trade Areas) を締結するための交渉権限を EU 理事会が欧州委員会に付与した。

加えて、2012 年 3 月には、モロッコ、チュニジア、ヨルダンとの FTA の範囲を協議するスコーピング作業に着手している。ちなみに、エジプト、ヨルダン、モロッコ、チュニジアの 4 ヵ国はアガディール協定と呼ば れる多国間の地域 FTA を既に締結しており、EU は地中海諸国側のこうした地域統合を支援していく姿勢も示している。

北アフリカ諸国との国別の連合協定、FTAの交渉状況は次のとおり。

① チュニジア:

EU はチュニジアとの連合協定に 1995 年 7 月に調印、1998 年 3 月に発効。また、同国との紛争解決メカニズムに関する協定を 2009 年 12 月に調印。 サービス貿易の自由化に関する交渉は DCFTA の交渉に統合される見込み。 農業に関する 2 国間交渉が DCFTA 交渉に統合されるかどうかは未定。 チュニジアとの DCFTA に関するスコーピング作業が現在



進行中。

② モロッコ:

EU はモロッコとの連合協定に 1996 年 2 月に調印、 2000 年 3 月に発効。同国との農業 貿易の自由化に関する協定について、欧州議会が 2012 年 2 月に合意し、同年 10 月に発効。 モロッコとの紛争解決メカ ニズムに関する議定書に 2010 年 12 月に調印、2012 年 11 月に発効。 サービス貿易に関する交渉は現在進行中。 モロッコとの DFCTA に関するスコーピング作業は終了し、2013 年初旬の交渉開始が見込まれている。

③ アルジェリア:

EU はアルジェリアとの連合協定に 2002 年 4 月に調印、2005 年 9 月に発効。除外項目のスケジュール見直しで合意したアルジェリアの要求を確認中。農産品・農業加工品に関する交渉やサービス貿易の自由化交渉、紛争解決メカニズムに関する議定書の交渉などは行われていない。

④ エジプト:

EU はエジプトとの連合協定に 2001 年 6 月に調印、貿易に関する項目のみ 2004 年 1 月に暫定発効、協定全体は 2004 年 6 月に発効。農業貿易の自由化に関する協定は 2010 年 6 月に発効。紛争解決メカニズムに関する議定書は 2010 年 11 月に調印。サービス貿易の自由化に関する 2 国間交渉は協議中だが、進捗は限定的。

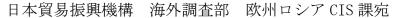
⑤ リビア:

EUはリビアとの枠組み協定および FTA の交渉に 2008年11月に正式着手。リビアとは、物品貿易、サービス貿易、貿易ルール、規制対話、紛争解決を含む野心的な FTA の協議を開始した。他方、2011年2月に枠組み協定に関する交渉を一時停止することを決めた。

(2013年2月12日通商弘報掲載 ブリュッセル事務所 田中 晋)

アンケート返送先 FAX: 03-3587-2485

e-mail: ORD@jetro.go.jp





● ジェトロアンケート ●

調査タイトル: EU の対アフリカ戦略~FTA 交渉を中心に~

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1:今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか?(O をひとつ)

4:役に立った 3:まあ役に立った 2:あまり役に立たなかった 1:役に立たなかった

■質問2	①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。
■質問3 	: 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願い ます。
 ■お客様 <i>0</i>	D会社名等をご記入ください。(任意記入)

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針(http://www.jetro.go.jp/privacy/)に基づき、 適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

会社 · 団体名

部署名

□企業・団体

□個人

ご所属

~ご協力有難うございました~